



知っていればきっと役に立ちます！クーリング・オフ

クーリング・オフ制度とは・・・

訪問販売や訪問購入、電話勧誘販売のように、消費者が不意打ち的に勧誘され、冷静に判断できないまま契約してしまいがちな販売方法について、法律で定められた一定期間内であれば、無条件に契約を解除できる制度です。



取引の種類	内容	クーリング・オフ制度の有無と期間	
訪問販売	自宅などへの訪問販売・催眠(SF)商法・キャッチセールス など	○	8日間
電話勧誘販売	電話で勧誘された契約	○	8日間
特定継続的役務提供	エステ・語学教室・パソコン教室・家庭教師・学習塾・結婚相手紹介サービス	○	8日間
連鎖販売取引 (マルチ商法)	商品を販売する会員を次々に勧誘し、組織を連鎖的に拡大していく商品や役務の販売	○	20日間
業務提供誘引販売取引 (内職・モニター商法)	仕事の紹介や、仕事を提供するために必要と言って商品やサービス、登録料などの名目で金銭負担させる契約	○	20日間
訪問購入	店舗以外の場所で、事業者が物品を消費者から買取る契約	○	8日間
通信販売	テレビ、ネット、新聞、雑誌などの広告を見て申し込んだ契約	×	返品規定による

クーリング・オフの方法

1 クーリング・オフ期間内か確認

契約書を受け取った日を含めて、期間内(上の表を参照)であればクーリング・オフ可能です。
(例:8日間の場合⇒火曜日なら翌週の火曜日まで可能)

2 「契約解除通知」を作成する

次頁の記載例を参考に、販売事業者宛ての「契約解除通知」を作ります。
契約を解除する旨を記入し、既に支払った代金の返金、商品の引き取りなどを求めます。
個別クレジット契約をした場合は、同時に信販会社にも「契約解除通知」を作ります。

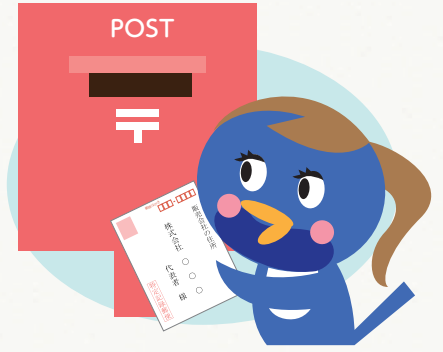
3 「契約解除通知」の写しを保管する

通知の内容をコピーし、保管しておくことでトラブルが防げます。

4 クーリング・オフ期間内に「契約解除通知」を送る

「特定記録郵便」又は「簡易書留」で郵送し、差し出した記録を残します。

差し出した日の消印まで有効です。



契約解除通知の記載例

お も て	郵便はがき □□□□ - □□□□	う ら
	株式会社 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 代表者 ○ ○ ○ ○ 様	

販売会社の住所

特定記録郵便

契約解除通知

契約年月日 平成〇年〇月〇日
 商 品 名 ○ ○ ○ ○ ○ ○
 販売会社名 株式会社 ○ ○ ○ ○
 契約金額 ○ ○ ○ ○ 円

右記日付の契約は解除します。
支払った〇〇〇円を至急返金し、商品を引き取って下さい。

平成〇年〇月〇日
契約者住所
契約者氏名

こんな場合はクーリング・オフできません

- 3,000円未満の取引で商品を受け取り、同時に代金を全額現金で支払った場合
- 化粧品や健康食品などの一部を消費した場合
- 自動車
- 店舗や通信販売で購入した商品
- 訪問購入の場合、自動車、家電、家具、有価証券、本、CD、DVD、ゲームソフト等。ただし、契約書を受け取っていない、契約書に法律で定められた内容が記載されていない場合など、クーリング・オフできる場合があります。

クーリング・オフできなくても、まだあきらめないで！

事業者の不適切な勧誘により結んだ契約は取消することができます。

- 重要なことについてうそを告げられた
- 不確実なことを断定的に告げられた
- 不利益になることを告げられなかった
- 「帰ってほしい」「帰りたい」という意思表示を聞き入れてもらえなかった

